

TOPIC

社会保険料等の変更について

■平成28年3月から、健康保険料率に変更になりました。（長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、各都道府県の協会けんぽのホームページをご覧ください。）なお、厚生年金料率は、今までと同じ額です。

実際に社会保険料を変更するのは、**4月支払いの給料から引く分**となりますので、ご注意ください。
また、**賞与は、3月1日以降支給する分**から変更してください。

賞与については、**千円未満を切り捨て**た額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度（4/1～翌年3/31）の**累計額540万円**、厚生年金は1回（同月2回以上支給の場合合算で）**150万円**です。

ですから、**それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません**。

また、介護保険は**40～64歳**までです。

平成28年4月から変更になります。
540万円 → 573万円

■雇用保険料率も平成28年4月から変更になる予定です。（国会審議中）

雇用保険料は社会保険料と違い、給与支払いの都度その額に料率を掛けた額を引きます。

4月支払の給料から、以下の通りの率で引いてください。

（健康保険	4.94	%	変更
+（介護保険	0.79	%	変更
健康保険	5.73	%	
厚生年金	8.914	%	
雇用保険	0.4	%（建設0.5%）	変更

■また、健康保険については、等級にも変更があります。

平成28年4月分（5月支給の給与）から、最高等級だった1,210,000円の上に、さらに3つ等級が増えます。（特に届出は必要ありません。）

■ 47等級	1,210,000	（1,175,000以上 1,235,000未満）
48等級	1,270,000	（1,235,000以上 1,295,000未満）
49等級	1,330,000	（1,295,000以上 1,355,000未満）
50等級	1,390,000	（1,355,000以上 ）

■料率もあわせて、料額表をご覧ください。

■なお、各従業員さんから引く社会保険料のお知らせを**給与計算に間に合うように順次**お送りします。

支給日より、**3月下旬～4月中旬**になります。

早く送ってほしいというご希望があれば、お知らせください。

労働保険について

■労働保険料第3期については2月15日に納付いたしました。これで、今年度の納付が完了いたしました。ご協力

ありがとうございました。

なお、早くも4月より平成28年度の年度更新が始まります。
つきましては、以下のものが必要となります。

- ① 賃金台帳（賞与含む）
（平成27年4月～平成28年3月支給分）
（パート、アルバイトも含む全員分）
- ② 完成工事のことがわかるもの（建設業のみ）
工事名・工事期間・完成工事高
（平成27年4月～平成28年3月に完成した、元請けの工事について）

改めて連絡いたしますので、準備方宜しくお願い致します。

今月の一冊

「赤い指」 東野圭吾

推理小説やサスペンス小説というよりは、社会派小説という方がピッタリくる小説です。

平凡なサラリーマンの、現代では珍しくはない家庭で起こった、とんでもない事件。

いきなり暗い感じでスタート、読み進むうちにイライラしたりムカムカしたりといった展開が続きます。自分の子も、そして自分も、もしかしたらこうになってしまうのでは、と恐ろしくも感じられます。ただ、とても鋭い刑事の気配り・思いやりが随所に見られることで救われる思いがします。現代の家庭教育について、そして高齢化社会について考えさせられる一冊です。比較的薄く、2～3時間ほどで読めてしまうので、お勧めです。

（あとがき）

法人化をして、はや1か月が経過しました。社会保険や労働保険、その他の書類に押印する機会が思ったより多く、でもまだまだ慣れないでいます。

さて、先月は1回一番下の子（女の子）に富士見パノラマにスキーに連れて行かされました。

私は、何せスキーは働き始めてから始めたので下手くそで、しかも今回は、約20年ぶりということで、リフトに乗ることができるのか降りることができるのか、そこから不安でドキドキしていました。

それでも昔取った杵柄というんですか、初級中級のコースで1回もコケなかったの、まずまずかな、と思っています。

たまにはスキーで体を動かすのも良いかなと思いました。天気も良かったし。

でも、スキー場ではもう「シニア」料金でした。

切ないやら、料金が安くうれしいやら。。。（キムラ）



たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。
自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター
労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

takaaki.kimura@misawakike.jp

このほっとレターは、当センターとご縁のあった方にお送りしています。

- 梅の剪定 -



3月風は冷たいですが
陽は濃く降り 空も青さを増しています。
私は今、庭木の剪定をしています。
“60才すぎたら 脚立に登るのはいい”
ということも 知っていますが。!!!
少しばかりの庭木でも 徒長して困っているのです。
サングラスをかけ 手ぬぐい
をかぶり 長ぐつをはいて
脚立にのぼる。



道具はノコギリと剪定バサミ。
グラグラしなように脚立を置き こわこわ
のほり ノコギリで 枝を切り落とす。
もう 梅の花は 冬いつほみかぶふくらんでいる
もう少し 寒いうちに やればよかったのに
つかい 今ごろに ぼていまた。
切った 梅の枝は 花ビンに 挿して
室内で 霧をふいてやると
(周囲も だにすに 咲きます。

サツキ、サルスベリ、フタバの木、椿花と
剪定しました。
一回に(時間)くらいで 終わりにします。
それでも 汗びっしょり 働いた気が
します。
ちよみに 夫は 少しも 興味が なく 昼寝の
最中です。

木は 根元から みんぽ切ってしまう
ほどと言っています。

近くに 93才 1人暮らしの 女性の
いて また 脚立の上にあぼて
木を切っているのを見て ビックリ。
まげられたい と思いました。